

小野市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 小野市

事 業 名 : 下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	(公共)平成2年度 (特環)平成4年度 (農集)平成9年度	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	(公共)35.2人/ha (特環)24.3人/ha (農集)35.7人/ha	流域下水道等への 接続の有無	加古川上流流域下水道に接続
処理区数	6処理区(加古川上流、中谷・池田、船木、長尾・日吉、下東条中、下東条西)		
処理場数	5処理場(中谷・池田、船木、長尾・日吉、下東条中、下東条西)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化の実施(加古川上流流域下水道へ接続・昭和54年10月事業認可)		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

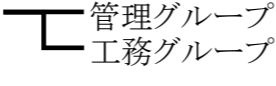
② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	(1ヶ月あたり)10立方メートル以下1,150円、10立方メートルを超え20立方メートルまでの分(1立方メートルあたり、以下同じ)138円、20立方メートルを超え50立方メートルまでの分166円、50立方メートルを超え100立方メートルまでの分195円、100立方メートルを超え200立方メートルまでの分232円、200立方メートルを超え500立方メートルまでの分269円、500立方メートルを超える分301円(税抜)				
業務用使用料体系の 概要・考え方	同上				
その他の使用料体系の 概要・考え方	水道水と井戸水の併用(1ヶ月あたり)世帯構成員1人につき3.5立方メートル 井戸水のみ利用(1ヶ月あたり)水道使用量+世帯構成員1人につき7立方メートル				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,200 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,186 円
	平成26年度	2,200 円		平成26年度	3,224 円
	平成27年度	2,200 円		平成27年度	3,261 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	4名(管理グループ2名、工務グループ2名)
事業運営組織	<p>水道部 </p> <p>平成11年8月、水道部上水道課、建設部下水道課、経済部農業集落排水課を統合し、組織をスリム化。 平成16年4月、水道部に管理グループと工務グループのグループ制を導入し、水の一元管理を実施。</p>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	農業集落排水処理施設の維持管理の一部を委託
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

補足事項なし

2. 経営の基本方針

収益増加のために水洗化率の向上、使用料収納率の向上に取り組むとともに、経営効率化のために委託費や、職員人件費等をはじめとした汚水処理に要する維持管理経費の削減に取り組み、公営企業として着実な経営基盤強化に努める。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

平成27年度末において、浄化槽地区を除いた下水道及び農業集落排水の普及率は、99%を超えている。そのため、既存の集落等への管渠の布設に係る今後の投資は多くはない。一方で、新産業団地の整備等、新たな開発地区での下水道整備や既存の管渠(主に下水道整備初期の受贈財産であるヒューム管等の構築物)の長寿命化及び更新についての投資については積極的に行う。

② 収支計画のうち財源についての説明

現在整備中である新産業団地の分譲後において使用料収入が増加すると見込んでいるが、その一方で、人口は減少傾向にあるため、使用料収入の減収傾向は避けられない。投資に関しては補助事業を積極的に活用しながら事業を実施し、補助金の充当残については企業債を充当することで、世代間における負担の平準化を図る。基準外繰入金については、その抑制に努めるものの、現状とほぼ同水準で推移すると見込んでいる。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

農業集落排水を除く下水道事業(公共、特環)については、流域下水道に接続しており、効率的な処理を行っている。処理費用は負担金として支払っていることから、市単独で経費を圧縮することは困難である。また、下水道の維持管理に要する人件費については、現在は職員4名で業務を遂行しており、これ以上の削減は困難な状況である。電気料金等の光熱水費については、運転方法等を改善し、経費の削減に努めるものの、単価の上昇を考慮すると削減は困難であると見込んでいる。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	流域下水道を引き続き利用する。
投資の平準化に関する事項	面整備、管路の更新、管路の長寿命化について、平準化するように努める。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	特になし
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成28年10月に見直しを実施しており、現在の水準では汚水処理費のほぼ100%を回収できる見込みである。今後は、人口減少等の動向を注視しながら、必要に応じて見直しを検討する。
資産活用による収入増加の取組について	特になし
その他の取組	特になし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	PPPやPFIの導入予定はないが、委託可能なものは委託する。
職員給与費に関する事項	下水道事業独自での見直しは行っていない。また、人員削減も限界にある。
動力費に関する事項	安定的かつ安価な電力を活用するものの、増加傾向にあると見込んでいる。
薬品費に関する事項	特になし
修繕費に関する事項	管路の老朽化等により、修繕費は増加傾向にあると見込んでいる。
委託費に関する事項	現状維持を見込む。
その他の取組	農業集落排水処理施設について、効率的な汚水処理を実現するため、施設の統廃合や下水道への編入など、合理化方策の検討を進める。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	今後、この計画の実施状況を適宜評価・検証を行いながら、計画期間の中間にあたる平成33年度に見直しを行う。また、経営戦略と実績との乖離が著しい場合や、計画の前提となる経営や財政の状況が大幅に変更となった場合についても見直しを行う。
---------------------	--